

運 営 規 程

(通所リハビリテーション事業)
(介護予防通所リハビリテーション事業)

1、事業所の概要

1) 事業所の名称等

- 名称 バークレー通所リハビリセンター
- 開設年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- 所在地 沖縄県浦添市当山二丁目 2 番 11-201 号
バークレーズメディカルモール
- 電話番号 TEL 098-879-8666 FAX 098-879-8670
- 管理者名 新城 宏隆
- 指定番号 4 7 1 0 8 1 1 3 9 1

2) 事業の目的

バークレー通所リハビリセンターは、要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者の心身機能、日常生活能力の維持改善を支援することを目的とした事業所です

3) 運営方針

- (1) サービス提供は利用者の心身機能、日常生活能力の維持改善を図るもので、リハビリテーションやその他必要な日常生活上の助言を行います
- (2) 介護支援専門員と連携し、他の介護サービス提供事業所の従業者、家族等への助言を行い、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援します
- (3) 事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の医療・保健・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする
- (4) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的にサービスを行います
- (5) サービスの提供に当たり、医師の指示及び介護予防・通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行います
- (6) 従業者は介護予防・通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行います

3) 事業所の職員人員および業務内容

	人員	業務内容
医師	1名以上	医師は、利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講じる
看護職員	1名以上	看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う
理学療法士または作業療法士	1名以上	利用者の心身機能の維持改善を図り、日常生活の自立に資するよう通所（介護予防）リハビリテーション計画を立案しリハビリテーションを行う
健康運動実践士	1名以上	通所（介護予防）リハビリテーション計画に準じ、リハビリテーションの補助を行う

4) 通所定員 定員：1単位～4単位：各10名

5) 営業日・営業時間

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	○	×	○	○	○	×	×

【営業日】月・火・木・金・土曜日 【休日】祝日、日曜、水、年末・年始（12/31～1/3）

【営業時間】午前9時00分から午後6時00分

【サービス提供時間】

- 1単位 午前9時30分から午前11時00分のうち60分以上90分未満
- 2単位 午前11時00分から午後12時30分のうち60分以上90分未満
- 3単位 午後1時30分から午後3時00分のうち60分以上90分未満
- 4単位 午後3時00分から午後4時30分のうち60分以上90分未満

6) 通常の事業実施地域

①浦添市 ②宜野湾市 ③那覇市 ④西原町 その他の地域は相談に応じる

2. サービスの内容

- 1) 介護予防・通所リハビリテーション計画の立案
- 2) 健康チェック
- 3) 機能訓練（リハビリテーション）
- 4) 健康・介護相談
- 5) その他

3. 利用料

指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときには、利用者の負担割合証に記載の額とする。

※別紙（重要事項説明書）参照

4. 施設利用に当たっての留意事項

- 1) 喫煙・飲酒
- 2) 火気の取り扱い
- 3) 設備・備品の利用
- 4) 所持品・備品等の持ち込み
- 5) 金銭・貴重品の管理
- 6) 宗教活動・営利行為
- 7) 暴言・暴力行為

5. 非常災害対策

- 1) 防火設備：スプリンクラー、消火器、消火栓等
- 2) 防火訓練：年1回

6. 急変時の対応

利用者が急変した場合、まず主治医へ連絡を入れ指示を仰ぎます。その後家族へ連絡を入れ状況報告を行います。また、状況によって協力病院の受診を行います。

7. 事故発生時の対応

当事業所では利用者のサービス利用中においては細心の注意と観察を心がけていますが、稀に転倒等の事故がおこり得る事が予測されます。万一にも事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。

その際、当方の明らかなる過失による事故以外に関しては、保証の限りではありませんので、ご理解下さいますようお願いいたします。

事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行なうとともに、身体状況に応じて最寄の医療機関へ搬送する。また、今後の対策を検討します。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 秘密の保持

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及び扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。（従業者に関しては退職後においても同様の取り扱いとする）但し、次の各号の情報提供について当事業所は、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。

- 1) 介護サービス利用のための市町村、居宅支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- 2) 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。前項に掲げる事項は利用終了後も同様の取り扱いとします。

9. 記録の整備

- 1) 当事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する必要があります。
- 2) 当事業所は利用者に対する当事業所の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存する必要があります。
 - (1) 通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

10. 要望及び苦情等の相談

担当者：神山 康成 (電話 098-879-8666)

要望や苦情などお気軽にお問い合わせしていただけたらと思います

- 1) 利用者からの苦情等に対し、ただちに担当者が利用者またはその家族から内容を聴取するとともに担当職員へ事実確認を行う
- 2) 対応策について相談者または家族に対し懇切丁寧に説明し、速やかに相談事項の解決及び苦情の処理を行う
- 3) 苦情等に関する経過、結果の内容は記録として保管し、再発予防に努める

〈事業所以外で苦情・要望に対する対応が可能な機関〉

- (1) 浦添市市役所・いきいき高齢支援課 (電話：098-876-1234)
- (2) 宜野湾市役所・介護長寿課 (電話：098-893-4411)
- (3) 那覇市役所・ちゃーがんじゅー課 (電話：098-862-9010)
- (4) 西原町役場・福祉課 (電話：098-945-4791)
- (5) 沖縄県国民健康保険団体連合会・苦情処理相談窓口 (電話：098-860-9026)
- (6) 沖縄県福祉サービス適正化委員会 (電話：098-882-5704)

- 附則
- 1.この運営規定は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
 - 2.この運営規定は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
 - 3.この運営規定は令和 4 年 8 月 1 日より施行する。
 - 4.この運営規定は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。
 - 5.この運営規定は令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
 - 6.この運営規定は令和 7 年 8 月 1 日より施行する。